

海老名市本庁舎増築棟賃貸借

工事監理業務特記事項

海老名市

## 建築工事監理業務特記事項

### 1 工事監理業務仕様書の適用

工事監理業務仕様書(以下「特記事項」という。)で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省)」(以下「共通仕様書」という。)による。

### 2 業務概要

海老名市本庁舎増築棟賃貸借に係る増築工事及び改修工事の監理業務等を行うものとする。

### 3 業務の内容

監理業務の内容は、共通仕様書「第2章工事監理業務の内容及び範囲」に規定した項目のほか、下表のⅠ～Ⅱに掲げる業務内容とする。なお、その詳細については業務着手時に監督員と協議しなければならない。

#### Ⅰ 工事監理に関する業務

	項 目	適用	備考
(1)	工事監理方針の説明等	① 工事監理方針の説明	■
		② 工事監理方法変更の場合の協議	■
(2)	設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	① 施工図等の検討及び報告	■
		② 工事材料、設備機器等の検討及び報告	■
(3)	工事と設計図書との照合及び確認	■	
(4)	工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	■	
(5)	工事監理報告書等の提出	■	

#### Ⅱ その他の業務

	項 目	適用	備考
(6)	請負代金額の検討及び報告	□	
(7)	工程表の検討及び報告	■	
(8)	設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	■	
(9)	工事と賃貸借契約との照合、確認、報告等	① 工事と賃貸借契約との照合、確認、報告	■
		② 賃貸借契約に定められた指示、検査等	■
		③ 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	■
(10)	賃貸借契約の目的物の完成時の立会い	■	リース支払い開始時
(11)	関係機関の検査の立会い等	■	
(12)	設計図書の内容に変更が生じた場合の変更設計図書作成	① 変更図面作成	■
		② 変更内訳作成	■

工事受注者から各種スライド条項(インフレスライド等)請求時の変更設計書作成業務含む

#### 4 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準  
 公共建築木造工事標準仕様書  
 公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)  
 公共建築改修工事標準仕様書(同上)  
 建築工事標準詳細図  
 電気設備工事標準図/機械設備工事標準図  
 建築設備工事設計基準・要領  
 建築・電気設備・機械設備工事監理指針  
 建築改修工事監理指針  
 公共建築数量積算基準(参考)  
 公共建築設備数量算出基準(参考)  
 公共建築工事積算基準(参考)  
 公共建築工事標準単価積算基準(参考)  
 労働安全衛生法  
 事務所衛生基準規則  
 その他関係法令

#### 5 成果物等及び提出部数

監理業務における成果物等及び提出部数は別表1による。

別表1 監理成果物納品リスト

No.	成果図書	内容	部数	備考	適用	電子データ
1	監理業務報告書		1部	監理日誌等	■	□
2	竣工図原図	施工図含む	1部	CAD(jww), PDFをCD提出	■	■
3	議事録		1式	その都度及び終了時に一式	■	□
4	変更設計図書		1式	CAD, PDF等	■	■
5	その他資料		1式	法令手続き書類とりまとめ等	■	□


※ 成果図書の一覧表の内容については、必要に応じて市担当者及び受託者との協議により変更できるものとする。

※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。

※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

#### 6 特記事項

- (1) 常に密接な連絡を取り、業務を円滑に行い、定められた期間内に業務を完了すること
- (2) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと
- (3) 契約後速やかに「監理業務計画」を提出し、市の確認を受けること
- (4) 工事の工種に合わせ、十分な監理体制をとること
- (5) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受託者も同席するものとする
- (6) 工事の設計内容に変更が生じた場合は、変更内容(概算金額含む)を市で定める様式で作成し、速やかに市へ提出すること。また、変更設計図書の作成については、市の担当者が指示する期日を遵守すること。  
 なお、特別な事情により期日までの対応が困難な場合は、速やかに市の担当者に通知し協議すること。
- (7) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し、業務完了と同時に返却すること
- (8) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による
- (9) 本市では海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用となっている。よって、本委託は、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと
- (10) 本業務の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること
- (11) 官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

**環境要素一覧表**

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系		
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物	
	②産業廃棄物	
	③リサイクルできる排出物	
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼働による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼働による振動
②業務実施に伴う車両走行による振動		
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上	
	②薬剤等の使用による人への影響	
(5)地域生活環境	③事業活動によって生じる人への影響	
		①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

「計画・実施」時に配慮する事項

**7. 工事施工監理委託**

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する書類は、再生紙を利用するよう努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	報告書の内容を検討し、紙の使用量を減らすように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	業務等に使用する車両は環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
4	工事現場等で発生する排出物の処理については、十分注意し適正に処理するように指示する。	2-(5)-①～③
5	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③